

2. 減・断水被害額の基本的な考え方

2-1. 用途の区分と減・断水被害額の算定方法

被害額を計上する需要の用途の区分は、水を使用する目的の違いを考慮し、表V-3-2-1に示すように、生活用、業務営業用及び工場用の3区分を基本とする。但し、各事業体の用途区分に従うものとする（例えば、「生活用」とそれ以外の「都市活動用」の2つに区分等）。

表V-3-2-1 用途区分

	用途	水を使用する目的
①	生活用	一般家庭の家事に要する水
②	業務営業用	店舗の営業、事務所等の都市活動に要する水
③	工場用	物の製造に要する水

表V-3-2-1に示した3つの用途の減・断水被害額の算定方法を表V-3-2-2に示す。

①生活用水

1人1日当たり被害額原単位（円/人・日）に給水区域内の被害人口（人）と被害日数（日）を乗じて算定する。1人1日当たり被害額原単位は、給水制限率により変化する。

②業務営業用水

給水区域内1日当りの総生産額（円/日）に影響率（%）と被害日数（日）を乗じて算定する。影響率は、給水制限率により変化する。

③工場用水

使用水量1m³当りの用水効果額単価（円/m³）に1日当り使用水量（m³/日）と給水制限率（%）と被害日数（日）を乗じて算定する。